

生涯教育制度 ハンドブック



公益社団法人
日本視能訓練士協会
Japanese Association of Certified Orthoptists

日本視能訓練士協会倫理規程

視能訓練士は、眼科領域における医療の担い手として専門職の誇りをもち、社会的使命と職務の責任をつねに考え、豊かな人間性を磨くことを心がけ、ここに倫理規程を設ける。

1. 視能訓練士は、人々の保健・医療・福祉のために専門性の高い知識と技術をもってその社会的使命を遂行する。専門職として責任ある行為をすべきであり、その名称を辱める行為をしてはならない。
2. 視能訓練士は、人々の生活の質 (Quality of Life), 視的生活の質 ((Quality of Visual Life) の向上のために、眼科一般検査・両眼視機能に障害のある人への訓練や治療の内容について十分に説明し指導する必要がある。
3. 視能訓練士は、生涯学習する専門職であることを自覚し、自己研鑽に励み科学性を探求する努力を惜しまず、最新の知識と技術を修得し提供する。業務上知り得た情報は探求し記録として保管する。また、後輩の育成と教育水準の高揚に努める。
4. 視能訓練士は、他の関連職種と協力してチーム医療の一員として貢献する。
5. 視能訓練士は、人権を尊重し、すべて平等に接する。
6. 視能訓練士は、豊かな人間性の涵養をはかり、心理的・社会的・精神的に充実し高めることに努める。
7. 視能訓練士は、職務上知り得た情報についての秘密を守らなければならない。
8. 視能訓練士は、不当な報酬をもとめない。



公益社団法人日本視能訓練士協会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-5

新神田ビル2F

電話：03-5209-5251

ホームページ：<https://www.jaco.or.jp/>

目次

I.	生涯教育制度	1
1.	経緯.....	1
2.	基本理念	3
3.	目的.....	3
4.	教育システムの概要	3
5.	生涯教育制度の流れ	5
II.	新人教育プログラム	7
1.	目的.....	8
2.	対象.....	8
3.	教育内容と受講方法	8
4.	単位の取得と管理	9
5.	修了申請と修了証の交付手続き	10
6.	免除規定	11
7.	受講費	11
8.	講義日程カリキュラム	12
9.	シラバス	13

III. 基礎教育プログラム	15
1. 目的	16
2. 対象	16
3. 教育内容と受講方法	16
4. 単位の取得と管理	17
5. 修了申請と修了証の交付手続き	18
6. 免許取得後 15 年目以上の者について	19
7. 受講費	19
8. 基礎教育プログラム I カリキュラム	21
9. 基礎教育プログラム II カリキュラム	22
10. シラバス	23
IV. 専門教育プログラム	29
1. 目的	30
2. 対象	30
4. 教育内容と受講方法	30
5. 単位の取得と管理	32
6. 修了申請と修了証の交付手続き	33

7. 受講費	33
8. 専門教育プログラムⅠカリキュラム	34
9. 専門教育プログラムⅡ（視能検査学）カリキュラム	35
10. 専門教育プログラムⅡ（光学・眼鏡）カリキュラム	36
11. 専門教育プログラムⅡ（視能訓練学）カリキュラム	37
12. 専門教育プログラムⅡ（視能障害学）カリキュラム	38
13. 専門教育プログラムⅢカリキュラム	39
14. シラバス	40
V. 認定視能訓練士.....	52
1. 目的.....	53
2. 対象.....	53
3. 認定基準	53
4. 認定申請と認定証の交付手続き	53
VI. 認定視能訓練士の更新.....	54
1. 認定視能訓練士の更新	55
2. 対象.....	55
3. 認定期間と更新.....	55

4. 更新方法	55
5. 更新の管理.....	56
6. 認定視能訓練士の認定喪失.....	56
VII. 認定専任教員	57
1. 目的.....	58
2. 対象.....	58
3. 認定基準	58
4. 認定申請と認定証の交付手続き	58
VIII. 認定専任教員の更新	59
1. 認定専任教員の更新	60
2. 対象.....	60
3. 認定期間と更新.....	60
4. 更新方法	60
5. 更新の管理.....	60
6. 認定専任教員の認定喪失	61
IX. 専門視能訓練士	62
1. 目的.....	63

2. 専門視能訓練士の役割	63
3. 対象	63
4. 認定基準	63
5. 申請と認定証の交付手続き	64
6. 研修内容（視能訓練学）	64
7. 研修内容（視能障害学）	66
8. 臨床研修施設基準（視能訓練学）	69
9. 臨床研修施設基準（視能障害学）	70
X. 専門視能訓練士の更新	71
1. 専門視能訓練士の更新	72
2. 対象	72
3. 認定期間と更新	72
4. 更新方法	72
5. 更新の管理	72
6. 専門視能訓練士の認定喪失	73
XI. その他	74
1. ブロック区分について	75

生涯教育制度

生涯教育制度

1. 経緯

1971年5月に視能訓練士法が成立し、同年10月に第1回の視能訓練士国家試験が行われ121名の視能訓練士が誕生した。日本視能訓練士協会は1972年5月に141名の会員をもって発足し、1988年には社団法人格）を取得して、視能訓練士の資質向上と視能矯正学の確立および国民の眼保健衛生の普及・向上を図る社会的責任を持つ公益性の高い団体として発展してきた。その結果、協会は2012年3月21日に公益社団法人への移行認定を受け、2012年4月から公益社団法人日本視能訓練士協会（公益社団法人日本視能訓練士協会、以下協会）として公益事業を行う団体の仲間入りを果たした。

一方、近年の医学、医療の急激な発展に対応すべく、視能訓練士にとって視能管理を担う専門職として知識の向上と技術の熟達が必須となっている。協会はこれらの背景を踏まえ、それ以前より同理事会で萌芽的議論が始まっていた生涯教育制度の施行を具体化するため、2003年に生涯教育委員会を設置した。委員会は、国民に安全・安心な医療を提供するために視能訓練士が果たすべき役割について、協会の歴史的背景・医療現場のニーズ等を踏まえ、また他団体の生涯教育制度とも比較検討を重ね、最終答申を第50回協会理事会（2004年開催）に提出した。同理事会は委員会答申に基づき、実行案に関して1年間にわたり検討し、慎重に議論を重ねた。その結果、2006年春から生涯教育制度を開始することを決定し、まず同年に新人教育プログラムを、2009年からは基礎教育プログラムを開始した。2010年には基礎教育プログラムを修了して所定の条件を満たしたものを見定視能訓練士とすることを決定し、2013年4月から輩出している。さらに、制度の最終段階にあたる専門教育プログラムについては、眼科学の各専門分野に特化した高度な知識及び技術を有する視能訓練士を育成することを目標に2017年より開始している。

今後は全ての視能訓練士が質の高い医療の提供に貢献することを目標に、制度の確立と充実を図る。

2006年 2月 1日制定
2007年 4月 1日改定
2009年 4月 1日改定
2011年 3月 1日改定
2013年 5月 1日改定
2016年 6月 1日改定
2017年 3月 1日改定
2018年 12月 1日改定
2020年 7月 1日改定
2021年 3月 1日改定
2022年 2月 1日改定
2024年 6月 10日改定
2024年 12月 12日改訂

2. 基本理念

協会設立の基本的理念は、「視能訓練士の学術技能の研鑽並びに人格資質の陶冶に努め、視能矯正学の発展を促進し、もって国民医療の普及・向上を図り、健康の維持発展に寄与すること」にある。今日の高度医療社会において、ここに掲げる目的を遂行するためには、視能訓練士自身が自己研鑽・自己啓発に努め、多様化する社会的ニーズや医療を取り巻く環境の変化に対応し、社会に貢献できる専門職として学習し続けなければならない。

そこで協会は会員の意識を高めて、専門職として国民生活の質的向上に寄与できる知識や技術の向上を図り、個々の視能訓練士が輝きながら生き残っていく力をつけるための生涯教育制度を構築する。

3. 目的

- 1) 豊かな人間性の涵養をはかり、信頼され尊敬される医療人を育成する。
- 2) 生涯学習への意識を高揚し持続させる。
- 3) 国民が良好な視能を享受するために寄与し、そのために必要な援助が行える医療専門職を目指すため、専門知識と理論に基づいた技術を磨き向上させる。
- 4) 専門性を追求し専門分野に対するより一層の知識を高めることで、医療・医学の進歩に寄与し、また高い倫理性をもって社会に貢献する。
- 5) 次世代を担う人材を発掘し、その育成を行う。

4. 教育システムの概要

1) 教育のシステム

視能訓練士の将来と教育レベルを考慮して、協会が行う生涯教育制度は3段階の教育過程すなわち「新人教育プログラム」・「基礎教育プログラム」・「専門教育プログラム」で構成する。

2) 各プログラムの概要

「新人教育プログラム」

国家試験に合格し、有資格者として臨床実践を行いながら、卒前に習得した知識・技術を臨床の場で生かし、応用習熟する力を養う学習と、視能管理の専門職業人としての職業倫理および基礎的な知識・技術を学習する。

「基礎教育プログラム」

視能訓練士として基礎的な知識・技術を一定水準に維持すること。それに加え、自己研鑽を促して、基礎専門分野、専門分野についてより高い知識・技術の学習を行う。さらに保健・医療・福祉（介

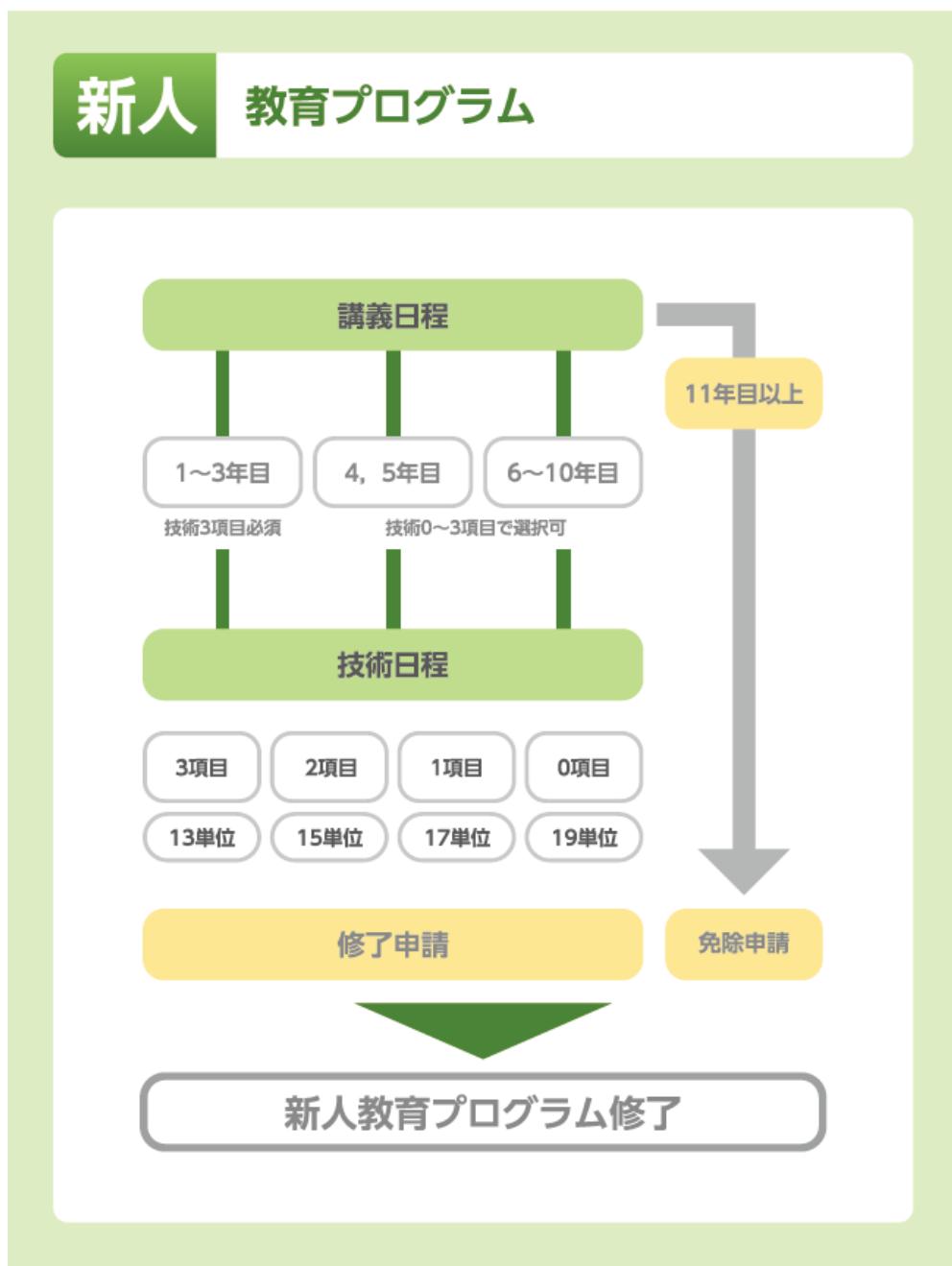
護を含む) といった領域を包括し、医療人として対応できるような幅広い学習を行う。

「専門教育プログラム」

専門分野での高度な知識と技術に加え、選択した専門領域の研究に必要な知識を習得し、各専門領域における教育・臨床・研究を通して、将来のリーダーを育成する。

5. 生涯教育制度の流れ

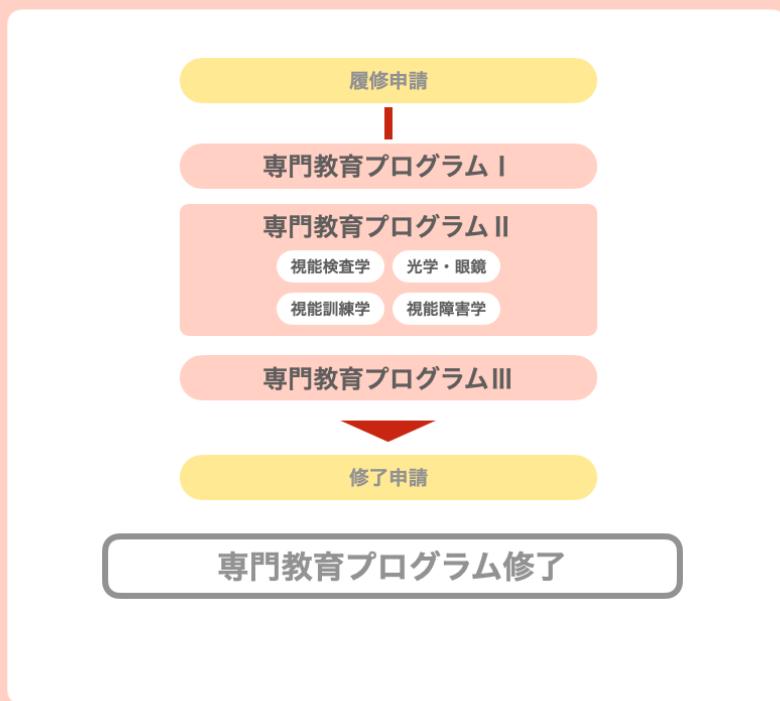
日本視能訓練士協会の入会と同時に生涯教育制度に登録され、開始となる。



基礎 教育プログラム



専門 教育プログラム



新人教育プログラム

新人教育プログラム

1. 目的

国民が良質な医療を安定的に享受できるよう、医療人として必要な高い職業倫理を有し、かつ視能の向上を目指す専門職としての知識と技術をかねそなえた視能訓練士となるための基本要項を徹底的に学習する。

2. 対象

- 1) 協会の会員であること
- 2) 新人教育プログラム未了の者

3. 教育内容と受講方法

新人教育プログラムは、下記に示す講義日程、技術日程および別に定める学会参加・発表等の単位取得で構成される。

1) 講義日程の受講

- ① 年1回オンライン開催される講義日程を受講する。
- ② 講義内容は2002年4月に大綱化された視能訓練士養成施設の教育カリキュラムと国家試験の動向等を適宜反映することとする。
- ③ 開催方法等についてはJACOニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵送物にて別途案内する。
- ④ 原則として講義日程を受講した後に、技術日程を受講する。

2) 講義日程の教育内容

資料1, 2

基礎分野：

- | | |
|-------------|------------|
| ① 医科学I | リスクマネージメント |
| ② 医科学II | 眼と脳の機能解剖学 |
| ③ 基礎視能矯正学I | 視覚生理学 |
| ④ 基礎視能矯正学II | 生理光学・眼鏡光学 |

臨床分野：

⑤ 視能検査学	眼薬理学 視能検査学各論 I (感覚系検査法) 視能検査学各論 II (運動系検査法)
⑥ 視能障害学	眼疾病学 ロービジョンケア
⑦ 視能訓練学	視能訓練学
⑧ 視能訓練士に必要な最新知識	
⑨ 修了試験 (6割以上正答)	

3) 技術日程の受講

- ① 講義日程を先に受講すること
- ② 続いて、技術日程の3項目を各1回受講する（各1日間）
- ③ 教育内容は、後述の重点3項目とする
- ④ 開講日・開催地等はJACOニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵便物にて別途案内する

4) 技術日程の教育内容

技術日程は、新人として必須の下記3項目について、その技術向上を優先して行われる。

- ① 視力検査、屈折検査
- ② 視野検査
- ③ 両眼視検査、眼位検査、眼球運動検査

5) 技術日程の開催方法

技術日程は、協会が安全で質の高い医療をめざすことの象徴ともいえる教育事業である。視能訓練士の増加を考慮した時、多くの会員が十分な教育機会を持つためには、地域単位で講習を行うことで、受講定員の拡大、受講機会の増大をはかり、きめ細かな対応をしていくことが不可欠であると思われる。以上より、地域の現状を踏まえ、全国を8ブロックに分け、ブロック単位で技術日程を実施することとする。（参照：XI.その他－1.ブロック区分について）

4. 単位の取得と管理

1) 単位の取得

講義日程、技術日程受講の他、5年間に学会参加・発表等により修了に必要な13単位を取得する。

単位については生涯教育手続集の視能訓練士生涯教育単位表を基準とする。

2) 単位の管理

- ① 別に定める生涯教育単位表に従い管理する。
- ② 協会が主催または共催する学会や事業等で、協会承認済みとなる単位については協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていることも確認する。
- ③ 協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていない協会承認済み以外の単位は、後日、協会ホームページのログインサイトにて単位申請を行う。
- ④ 学会参加については、下記の書類を保管しておき、協会ホームページのログインサイトから単位申請を行うこと。
 - ・(1)学会名、(2)参加者氏名、(3)参加区分もしくは参加登録料の3点がもれなく記載されているひと続きの書類（原則、複数枚に渡るものは不可）

例：ネームカード、参加証明書、参加登録料領収書

学会発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されている部分を保管しておくこと。

生涯教育認定事業の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと。（証明書の提出は必要ない）

5. 修了申請と修了証の交付手続き

1) 修了申請と修了証の交付手続き

- ① 新人教育プログラムの修了は履修者の自己申請により、理事会の承認をもって認定される。
 - (1) 学会等出席に伴う協会承認済み単位

協会ホームページのログインサイト内に承認済みとして単位記載があるものを確認しておくこと。
 - (2) 学会等出席に伴う協会承認済み以外の単位

協会ホームページのログインサイトで単位申請を行う。

 - ・(1)学会名、(2)参加者氏名、(3)参加区分もしくは参加登録料の3点がもれなく記載されているひと続きの書類（原則、複数枚に渡るものは不可）

例：ネームカード、参加証明書、参加登録料領収書
 - (3) 学会発表と誌上発表論文および著作

氏名、 タイトルが明記されているもの

② 申請期間は、毎年 4月 1日～4月 30日必着、10月 1日～10月 31日必着の 2期間とする。

③ 協会は、理事会承認後に新人教育プログラムの修了証を会員に授与する。

6. 免除規定（免除は 2026 年度まで、2027 年度以降は免除廃止）

1) 免許取得後 4～10 年目の者について

免許取得後 4～10 年目の者は、新人教育プログラム履修申請を行い、講義日程の受講および必要単位数 19 単位以上を取得し、新人教育プログラム修了申請を行うことにより、基礎教育プログラムへ進むことが可能である。

2) 免許取得後 11 年目以上の者について

特例措置として免許取得後 10 年を経過した者（11 年目に入る者）は自己申請により新人教育プログラムが免除される。基礎教育プログラムに進む者は新人教育プログラム免除申請を行うこと。

7. 受講費

1) 協会員に生涯教育制度ハンドブック簡易版を配布する。

2) 1) 受講費用については、当面下記のように定める。

新人教育プログラム受講費 講義日程 15,000 円
技術日程 6,200 円（各技術項目につき）

※受講費は改定することがある。

新人教育プログラムの講義日程の修了者は、受け入れ可能な場合に限り全講義日程で 5,000 円の参加費をもって認めることとする。

8. 講義日程カリキュラム

資料 1

新人教育プログラム講義日程カリキュラム（Web開催）

			講義タイトル
第1講義	基礎分野	医科学	リスクマネージメント
第2講義	基礎分野	医科学Ⅱ	眼と脳の機能解剖学 一眼球運動障害一
第3講義	基礎分野	基礎視能矯正学Ⅰ	視覚生理学 一ヒトの視覚特性・両眼視一
第4講義	基礎分野	基礎視能矯正学Ⅱ	生理光学・眼鏡光学 —眼光学の基礎および視力・屈折検査—
第5講義	臨床分野	視能検査学	視能検査学各論Ⅰ 感覚系検査法 —視野検査の理論と実際—
第6講義	臨床分野	視能検査学	視能検査学各論Ⅱ 運動系検査法 —眼位・眼球運動検査—
第7講義	臨床分野	視能検査学	眼薬理学 一薬の作用・副作用—
第8講義	臨床分野	視能障害学	眼疾病学 一全身疾患と眼一
第9講義	臨床分野	視能障害学	ロービジョンケア 一視能訓練士の役割と連携—
第10講義	臨床分野	視能訓練学	視能訓練学 一両眼視機能訓練の基礎知識と訓練計画—
第11講義			視能訓練士に必要な最新知識

9. シラバス

資料 2

新人教育プログラム

基礎	医科学 I	リスクマネージメント	医療事故を防止するためには、医療施設はもとより視能訓練士個人が、事故防止の必要性・重要性を自分自身の課題と認識して事故防止に努め、防止体制の確立を図ることが求められる。医療事故の発生防止対策および医療事故発生時の対応方法について理解し、ヒヤリ・ハット事例や医療事故の分析により、事故防止対策の強化充実を考える。
	医科学 II	眼と脳の機能解剖学	視覚にかかわる脳の解剖、生理、眼球運動を司る神経伝達経路の解剖について知識を深める。眼球運動障害と障害の局在を理解し、眼球運動障害の検査と評価につなげる。
	基礎視能矯正学 I	視覚生理学	視能が成立するための中枢神経と末梢神経系のメカニズムを理解し、視力・視野・眼球運動・両眼視等の成り立ちにかかわる信号処理のメカニズムと現象を理解する。また視能矯正の原理について最新の研究成果を学習する。
	基礎視能矯正学 II	生理光学・眼鏡光学	屈折矯正の基礎となるレンズ・プリズムの光学的特性について理解を深めるとともに眼球光学系の特徴・生理機能・屈折異常等、特に臨床で必要とされる光学理論について理解する。 また、眼鏡・コンタクトレンズ・眼内レンズの光学の特徴について理解し、これらの光学補助具の適切な選択および不適切な選択がもたらす機能障害について理解する。さらに斜視・弱視の治療を目的とした光学補助具について、その理論的解釈と機能特性を理解する。
	視能検査学	視能検査学各論 I 感覚系検査法	感覚・認知系の視能検査について、検査法の意義・原理・方法・検査理論・評価別診断法について、基礎事項を再認するとともに最新の研究成果もふまえて理解する。

		視能検査学各論Ⅱ 運動系検査法	認知・運動系の視能検査について、検査法の意義・原理・方法・検査理論・評価別診断法について、基礎事項を再確認するとともに最新の研究成果もふまえて理解する。
		眼薬理学	眼科臨床で使用する薬剤とくに日常臨床で使用する頻度の高い散瞳剤・縮瞳剤・麻酔剤の作用機序、作用・副作用について理解を深める。また、ショック症状をきたすおそれのある薬剤については、その全身症状とその対処法について学習する。その他、眼科領域における治療薬について、最新の知識を習得する。また、眼症状をきたす環境ホルモン等について学習する。
視能障害学		眼疾病学	眼球および視覚伝導路の疾患について、その病態・病理および治療法等、また全身疾患と眼の関係について、最新の知見を理解する。主訴からみた眼機能検査の組み立ておよび検査法とその評価について学習する。
		ロービジョンケア	日本のロービジョンケアにおける眼科医療と連携、および視能訓練士の役割を考え、視機能の低下により生活に何らかの不自由がある患者への支援について理解する。
	視能訓練学	視能訓練学	視能訓練（光学的・薬理学的視能矯正を除く）の原理・方法・適応・効果のメカニズムについて理解し、各種障害に対する系統的な視能訓練が構築できるようとする。また、医療・保健・福祉領域での視能訓練士の役割やチーム医療のあり方について理解する。
視能訓練士に必要な最新知識		日々進歩する現代医療に従事する視能訓練士は、視能を管理する専門家として常に最新の情報を知り、学習し続けなければならない。視能訓練士が知っておくべき最新の研究成果や情報をテーマとしてとりあげる。	

注) カリキュラムの構成およびその内容については、視能訓練士養成校における教育内容および国家試験の動向等を適宜反映することとする。

基礎教育プログラム

基礎教育プログラム

1. 目的

視能管理の専門職として必要な知識・技術を有し、一定水準以上の臨床実践能力を備え、かつ継続的学習によりその能力を維持する。また業務拡充が進む眼科医療・保健・福祉（介護を含む）領域の知識を広げ、対象の持つ問題点を多元的に解析し、適切な対応ができる幅広い能力を培う。

2. 対象

- 1) 新人教育プログラム修了者
- 2) 新人教育プログラム免除者（免除制度は2026年度まで）

3. 教育内容と受講方法

基礎教育プログラムは、基礎教育プログラムI（専門基礎分野、専門分野）、基礎教育プログラムII（専門分野）、基礎教育プログラムIII（ケーススタディ）および別に定める学会参加・発表等の単位取得で構成される。

基礎教育プログラムIから開始し、II、IIIの順序で受講する。

- 1) 基礎教育プログラムI（専門基礎分野、専門分野）資料3, 5
 - ① 人体の構造と機能及び心身の発達
 - ② 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進
 - ③ 視能の基礎I, II
 - ④ 視能検査の心理的・社会的側面I（視能検査学）
 - ⑤ 視能検査の心理的・社会的側面II（視能訓練学）
 - ⑥ 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念（視能障害学）
 - ⑦ 視能検査学
 - ⑧ 視能訓練士に必要な最新知識
 - ⑨ 修了試験（6割以上正答）
- 2) 基礎教育プログラムII（専門分野）資料4, 5
 - ① 視能障害学

- ② 基礎視能矯正学
- ③ 視能訓練学
- ④ 視能訓練士に必要な最新知識
- ⑤ 修了試験 (6割以上正答)

3) 基礎教育プログラムIII (ケーススタディ)

- ① 検討症例
 - (1) 視能矯正：検討事項（検査、検査結果の評価、視能訓練）
 - (2) 視能障害：検討事項（検査、検査結果の評価、ロービジョンケア）
 - ケーススタディの進め方
 - a. 受講者には事前に検討症例のデータを配布し、受講日までに各人で検討する。
 - b. 受講当日は受講者をグループに分け、各グループで検討する。
 - c. 各グループは検討内容をまとめ発表する。
 - d. 指導者は各グループの発表に対する指導を行う。
 - ② 修了試験 (6割以上正答)

4) 受講方法

- ① 開催日程

基礎教育プログラムI：隔年1回

基礎教育プログラムII：隔年1回

基礎教育プログラムIII・視能矯正：年2回（1日間）・視能障害：年2回（1日間）

※基礎教育プログラムIIIは東日本と西日本で実施し、認定視能訓練士の数がブロックで充足してきた時には地域単位での実施の可能性について検討する

- ② 受講方法

基礎教育プログラムI, II, IIIを各1回ずつ受講する。（IIIは視能矯正、視能障害の両方を受講することを必須とする）

- ③ 開催方法等はJACOニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵便物にて別途案内する。

4. 単位の取得と管理

- 1) 基礎教育プログラム開始して基礎教育プログラムI, II, IIIを履修し、別に定める学会参加等により、必要な単位を取得する。

2) 基礎教育プログラムの修了に必要な学会参加等の単位は 20 単位以上とする。

単位については生涯教育単位表を基準とする。協会が主催または共催する学会や事業等で、協会承認済み単位については協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていること確認する。

協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていない、協会承認済み以外の単位は、協会ホームページのログインサイトにて単位申請を行う。

- ・(1)学会名、(2)参加者氏名、(3)参加区分もしくは参加登録料の 3 点がもれなく記載されているひと続きの書類のコピー（原則、複数枚に渡るものは不可）

例：ネームカード、参加証明書、参加登録料領収書

（ただし、生涯教育セミナー、日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムは学会時に承認したもの以外は認められない）

発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されているものを、保管しておくこと。

生涯教育認定事業の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと。（証明書は必要ない）

5. 修了申請と修了証の交付手続き

基礎教育プログラム I, II, III の修了および 20 単位以上を取得した者を基礎教育プログラム修了者とする。

なお、各プログラムの修了は修了試験を受け、6割以上正答した者とする。

1) 修了申請と修了証の交付手続き

- ① 基礎教育プログラムの修了は履修者の自己申請により、理事会の承認をもって認定される。

ログインサイトにて単位申請を行う。

(1) 学会等出席に伴う協会承認済み単位

協会ホームページのログインサイト内に承認済みとして単位記載があるものを確認しておくこと。

(2) 学会等出席に伴う協会承認済み以外の単位

協会ホームページのログインサイトで単位申請を行う。

・(1)学会名、(2)参加者氏名、(3)参加区分もしくは参加登録料の3点がもれなく記載されているひと続きの書類（原則、複数枚に渡るものは不可）

例：ネームカード、参加証明書、参加登録料領収書

(3) 学会発表と誌上発表論文および著作

氏名、タイトルが明記されているもの

②申請期間は、毎年4月1日～4月30日必着、10月1日～10月31日必着の2期間とする。

③協会は、理事会承認後に基礎教育プログラムの修了証を会員に授与する。

6. 免許取得後 15 年目以上の者について（免除は 2026 年度まで、2027 年度以降

は免除廃止）

免許取得後 15 年目以上の者は、希望により基礎教育プログラムⅢの受講を指定学会への参加で振替可能とする。なお振替で参加した学会の参加単位は、基礎教育プログラム修了に必要な単位数には含めないこと。

指定学会

視能矯正・・・日本視能矯正学会および日本弱視斜視学会総会

視能障害・・・日本ロービジョン学会総会および日本視能矯正学会

※2020年度までは日本ロービジョン学会総会および

日本ロービジョン学会研修会 1・2 への参加で振替可能

注）指定学会は基礎教育プログラム履修申請後に参加した学会とする。

7. 受講費

受講費用については当面下記のように定める。

基礎教育プログラム I 22,000 円

基礎教育プログラム II 22,000 円

基礎教育プログラム III 9,000 円（1 日）

※受講費は改定することがある。

基礎教育プログラム I・II修了者が聴講を希望した場合は、受け入れ可能な場合に限り基礎 I・II 各 7,000 円の参加費をもって認めることとする。

8. 基礎教育プログラムⅠカリキュラム

資料3

基礎教育プログラムⅠカリキュラム（Web開催）

		講義タイトル
第1講義	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達
第2講義	専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進
第3講義	専門基礎分野	視能の基礎Ⅰ＜視覚情報処理過程の概要と大脳の機能局在＞
第4講義	専門基礎分野	視能の基礎Ⅱ＜視覚機能を評価するための視覚生理学の基礎＞
第5講義	専門基礎分野	視能検査の心理的・社会的側面Ⅰ ＜患者・障害者の心理的、社会的側面＞
第6講義	専門基礎分野	視能検査の心理的・社会的側面Ⅱ ＜視能訓練士の心理的、社会的側面＞
第7講義	専門基礎分野	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念
第8講義	専門分野 視能検査学	入力系Ⅰ＜光学概論＞
第9講義	専門分野 視能検査学	入力系Ⅱ＜眼鏡＞
第10講義	専門分野 視能検査学	統合系Ⅰ＜視能検査学概要＞
第11講義	専門分野 視能検査学	統合系Ⅱ＜検査結果とその評価＞
第12講義	専門分野 視能検査学	出力系 ＜視能検査学概要及び検査結果とその評価＞
第13講義		視能訓練士に必要な最新知識

9. 基礎教育プログラムⅡカリキュラム

資料 4

基礎教育プログラムⅡカリキュラム（Web開催）

			講義タイトル
第1講義	専門分野	視能障害学	白内障の病態と治療法
第2講義	専門分野	視能障害学	糖尿病による眼合併症の病態と治療法
第3講義	専門分野	視能障害学	緑内障の病態と治療法
第4講義	専門分野	視能障害学	視神経疾患の病態と治療法
第5講義	専門分野	視能障害学	高次脳機能障害の基礎とその評価
第6講義	専門分野	基礎視能矯正学	弱視と斜視の光学的視能矯正
第7講義	専門分野	基礎視能矯正学	弱視の病態分析、検査方法とその評価
第8講義	専門分野	視能訓練学	弱視に対する視能矯正の知識と技術
第9講義	専門分野	視能訓練学	斜視の病態分析、検査方法とその評価
第10講義	専門分野	視能訓練学	斜視に対する視能矯正の知識と技術
第11講義	専門分野	視能訓練学	ロービジョンケアの概念
第12講義	専門分野	視能訓練学	ロービジョンケアの概念訓練と援助
第13講義			視能訓練士に必要な最新知識

10. シラバス

資料 5

基礎教育プログラム I

専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び 心身の発達	人体は固有の遺伝情報によってつくられる。人体を構成する細胞の構造や機能を知り、神経系を構成しているニューロンの基礎構造や働き、シナプスでの神経伝達物質の役割について理解する。また心身の成長や発達、加齢による組織の変化や機能の変化について理解する。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医療の進歩により生命の維持がさらに可能となり、QOL (Quality of Life) の維持、向上に努めなければならない。そのために中枢性および末梢性神経の成長や再生を理解し、有効的なリハビリテーションや機能回復の過程やメカニズムについて、特に感覚器系疾患や脳、神経科系疾患を中心に機能回復について考える。
	視能の基礎 I 視覚情報処理過程の概要と 大脳の機能局在	大脳皮質における機能局在が科学的事実として明らかにされるに至った歴史的背景と最近のブレインイメージング法による脳機能解析の成果について概要を理解する。特にヒトのあらゆる機能をつかさどる脳の構造と機能局在を知り、視覚情報処理過程の概要を理解する。
	視能の基礎 II 視覚機能を評価するための 視覚生理学の基礎	視覚伝導路が障害されるとその障害部位によって形態覚や光覚、色覚、物体の動きや立体視などの視能が障害される。これらの視能を的確に評価するために必要な視覚生理学の基礎的知識を理解する。
	視能検査の心理的・ 社会的側面 I 患者・障害者の心理的、社会的側面	(視能検査学) 視能訓練士が臨床で関わりを持つ患者・障害者の心理状態は、病状あるいは障害の程度にかかわらず多様である。患者・障害者が疾病に罹患しそれを受容するまでの心理的および社会的側面を理解し、その対応方法を考える。

		視能検査の心理的・社会的側面Ⅱ 視能訓練士の心理的・社会的側面	(視能訓練学) 医療技術者として、臨床で必要となる基本的心構え、医療倫理およびチーム医療に関する理解を深める。また検査あるいは訓練を行う際の視能訓練士としてのるべき意識、姿勢および責任について考えると共に、医療技術者側の心のケアに関する知識も深める。
		保健医療福祉と 視能障害のリハビリテーション の理念	(視能障害学) 保健医療福祉の理念は、障害の有無にかかわらず子供も高齢者も互いに支え合い、個人の尊厳と人間性の尊重を基盤とした自立した生活を営み、明るく豊かに暮らしていける社会を目指すものである。こうした理念に基づき、視覚の専門家として視能障害のリハビリテーションにどのように取り組むべきかを考える。
専 門 分 野	視 能 検 査 学	入力系 I 光学概論	眼球光学系、光学的眼科検査機器および光学的視能矯正を理解し応用するために必要な物理光学、生理光学、眼光学など光学全般について理解する。
		入力系 II 眼鏡	成人における屈折異常や調節異常に対する光学的視能矯正の方法について理解する。また光学的視能矯正用具としての様々な眼鏡レンズの光学特性、解剖学的特徴に基づいたフレームとフィッティングの基本についても理解する。
		統合系 I 視能検査学概要	視覚統合系におけるそれぞれの器官の特性と異常を理解し、各器官の状態を的確に把握するにはどのような検査法が適しているかを考える。
		統合系 II 検査結果とその評価	患者個々の状況に応じた検査法の選択から検査手技、結果判定までを系統立て、さらに病態との関連について具体的な事例を基に総合的評価ができるようを考える。また、結果の表す意味を視覚情報処理過程と関連づけて理解する。

	<p style="text-align: center;">出力系 視能検査学概要及び 検査結果とその評価</p>	<p>視覚出力系の主体となる両眼性眼球運動や眼位に 関与する 視覚連合野, 眼運動神経, 外眼筋のメカニズムを理 解し, 各機能の状態を的確に把握するにはどうの うな検査法が適しているか考える. また, 患者個々の 状況に応じた検査法の選択から検査手技, 結果判定 までを系統立て, さらに病態との 関連について具体的な事例を基に総合的評価が可能 となるよう学習する.</p>
	視能訓練士に必要な最新知識	日々進歩する現代医療に従事する視能訓練士は, 視 能を管理する専門家として常に最新の情報を知り, 学習し続けなければならない. 視能訓練士が知って おくべき最新の研究成果や情報をテーマとしてと りあげる.

基礎教育プログラムⅡ

専 門 分 野	視能 障害学	白内障の病態と 治療法	白内障の病態・分類を理解し、白内障の治療時期や治療方法および合併症を知る。また白内障の術前術後の屈折矯正法をはじめとする検査時の注意点および評価方法を理解する。
		糖尿病による 眼合併症の病態と 治療法	今後中途失明者の増加が予想される糖尿病網膜症の病態と眼所見を理解し、様々な病態に応じた治療方針を知る。糖尿病が引き起こす視神経障害や眼球運動障害、屈折・調節障害など神経眼科的眼合併症を理解し、視能検査時の注意点、患者への対応を理解する。
		緑内障の病態と 治療法	原発開放隅角緑内障および正常眼圧緑内障の病態と治療法を理解する。緑内障の視機能評価に欠かせない視野検査の正しい検査法のことと評価法を理解する。また緑内障と酷似した他の視野異常との鑑別点と検査上の注意点を理解する。
		視神経疾患の病態 と治療法	視神経症の定義、病態、鑑別診断および治療法を知る。中心フリッカー検査、視野検査、色覚検査等、診断および鑑別診断に欠かせない検査法や適応を知り、それぞれの検査上の注意点や評価法を理解する。
		高次脳機能障害の 基礎とその評価	大脳皮質および大脳辺縁系の機能の概要を解説する。また、後頭・頭頂・側頭・前頭連合野および扁桃・海馬などの病変によって生じる各種の視覚障害（形態認知障害・半側視空間無視などの空間認知障害・失認・失行・失語・ワーキングメモリの障害等）を学習する。
基礎 視能 矯正学	弱視と斜視の 光学的視能矯正	視覚感受性期の乳幼児や小児における的確な屈折矯正、眼位矯正の重要性を再認識した上で、弱視や斜視治療の基本となる光学的視能矯正の理論と実際を学習するとともに、これらの治療に適した光学的治療用具に関する知識を深める。	
	弱視の病態分析 検査方法と その評価	小児の視覚特性、弱視の定義、分類、病因論を理解し、的確な病態分析を行うための検査方法とその評価方法を理解する	

視能訓練学	弱視に対する視能矯正の知識と技術	弱視視能矯正の目的、原理、種類、適応を理解する。さらに弱視視能矯正の方法を学び、症例に合わせた選択と効果判定のために必要な知識、注意すべき副作用を理解する。
	斜視の病態分析 検査方法と その評価	斜視の病態分析に関する結果の評価方法を学び、視能訓練の適応を判定するために必要な知識を学習する。
	斜視に対する視能矯正の知識と技術	さまざまな斜視の病態に対する訓練方法について学び、的確な訓練計画を策定する。また効果判定のために必要な知識、注意すべき副作用とその対処方法について理解する。
	ロービジョンケア の概念	視覚障害に対するリハビリテーションの現状を理解し、病院内で視能訓練士が行いうるケアの可能性と留意点を考える。ロービジョン患者の視機能と行動の特性を理論的かつ実践的に理解する。ロービジョンケアの導入部で患者の行動の困難をどのように評価し、どのようなケアを構築していくかを考える。
	ロービジョンケア の 訓練と援助	主に読み書きに対する補助具の選定方法や訓練の方法を理解する。また生活用具、社会サービスの内容、娯楽、患者団体など患者へのケアに役立つ最新の情報を紹介する。
	視能訓練士に必要な最新知識	日々進歩する現代医療に従事する視能訓練士は、視能を管理する専門家として常に最新の情報を知り、学習し続けなければならない。視能訓練士が知っておくべき最新の研究成果や情報をテーマとしてとりあげる。

基礎教育プログラムIII

＜基礎教育プログラムIII シラバス＞

「基礎 I、基礎 II で学んだ知識をもとに、グループワークを通じて多角的な視点から症例を検討し、実践に必要な知識・技術を身につける。」

＜視能障害のシラバス＞

「ロービジョン患者に必要な情報提供を行うための知識の習得と、臨床に即した光学的な拡大方法の理解と選定方法を習得したうえで、主訴に対する系統立てたロービジョンケアを計画し、実践していくことを目標とする。」

<視能矯正のシラバス>

「病態に応じた視能訓練が実践できる能力を養うため、症例の検査・視能訓練計画の検討により問題思考能力の向上を目指す。また、鑑別に必要な検査および方法について知識を深め、臨床で実践していくことを目標とする。」

専門教育プログラム

専門教育プログラム

1. 目的

「専門分野での高度な知識と技術に加え、選択した専門領域の研究に必要な知識を習得し、各専門領域における教育・臨床・研究を通して、将来のリーダーを育成する」

医療に限らず技術を身につけた者はすべて、その知識・技術の研鑽に努める義務を負うが、自身の持つ技量を後進に伝えるという責任をも併せ持つ。特に医療の分野ではその職種・職域の発展のためにには豊かな人間性を持ち、臨床力・研究力・指導力を備えた人材を育てていくことが必須である。生涯教育制度の目的の一つである「次世代を担う人材を発掘し、その育成を行う」ための制度の最終段階にあたる専門教育プログラムについては、眼科学の各専門分野に特化した高度な知識及び技術を有する視能訓練士を育成することを目標とする。

2. 対象

基礎教育プログラム修了者

3. 履修期間

特に設けない

4. 教育内容と受講方法

専門教育プログラムは、専門教育プログラムⅠ 専門教育プログラムⅡ（A：視能検査学 B：光学・眼鏡、C：視能訓練学、D：視能障害学）、専門教育プログラムⅢで構成される。

プログラムはⅠ→Ⅱ(A・B・C・D) の順序で受講する。Ⅱの各項目の受講順やⅢの受講順は問わない。

専門教育プログラムⅠ 2日間

資料 6, 12

- ① 臨床心理学
- ② 視覚生理学Ⅰ
- ③ 視覚生理学Ⅱ
- ④ 視覚生理学Ⅲ
- ⑤ 視覚生理学Ⅳ
- ⑥ 視覚情報処理
- ⑦ 心理物理学
- ⑧ 医療統計学
- ⑨ 研究の進め方と医学論文の作成
- ⑩ 修了試験(6割以上正答、専門視能訓練士を目指すものは選択した専門領域の試験は8割以上正答)

専門教育プログラムⅡ

<視能検査学> 3日間

資料 7, 12

- ① 他覚的屈折検査
- ② 前眼部検査
- ③ 眼底検査
- ④ 超音波検査・眼軸長検査
- ⑤ 画像診断検査
- ⑥ 電気生理学検査
- ⑦ 調節・コントラスト・グレア検査
- ⑧ 視野検査
- ⑨ 色覚検査
- ⑩ 修了試験(6割以上正答, 専門視能訓練士を目指すものは選択した専門領域の試験は8割以上正答)

<光学・眼鏡> 2日間

資料 8, 12

- ① 眼鏡
- ② 眼鏡処方検査
- ③ コンタクトレンズ
- ④ 眼内レンズ・屈折矯正手術
- ⑤ 修了試験(6割以上正答, 専門視能訓練士を目指すものは選択した専門領域の試験は8割以上正答)

<視能訓練学> 3日間

資料 9, 12

- ① 視覚発達
- ② 視覚生理学（統合系）
- ③ 視覚生理学（出力系）
- ④ 視覚認知学
- ⑤ 視能訓練学各論Ⅱ（斜視検査）
- ⑥ 視能訓練学総論Ⅰ（弱視 感受性）
- ⑦ 視能訓練学各論Ⅰ（弱視視能訓練）
- ⑧ 斜視の臨床的特徴と観血治療
- ⑨ 視能訓練学各論Ⅱ（斜視視能訓練）
- ⑩ 修了試験(6割以上正答, 専門視能訓練士を目指すものは選択した専門領域の試験は8割以上正答)

<視能障害学> 3日間

資料 10, 12

- ① ロービジョン総説
- ② ロービジョンと視覚科学
- ③ ロービジョンケアの計画設定およびQOL

- ④ ロービジョンに必要な眼光学
- ⑤ 視機能評価と行動とその評価①
- ⑥ 視機能評価と行動とその評価②
- ⑦ ロービジョンエイドの特徴と選定の実際①
- ⑧ ロービジョンエイドの特徴と選定の実際②
- ⑨ 福祉制度・日常生活移動と歩行
- ⑩ 疾患とロービジョンケア
- ⑪ 小児のロービジョンケア 就学・教育
- ⑫ 就労とロービジョンケア
- ⑬ 高齢者とロービジョンケア
- ⑭ ロービジョンケアの展望
- ⑮ 修了試験(6割以上正答、専門視能訓練士を目指すものは選択した専門領域の試験は8割以上正答)

専門教育プログラムIII（オンデマンド方式のオンライン講義）

資料 11, 12

- ① 医療安全管理
- ② チーム医療
- ③ コミュニケーション学
- ④ 教育学・マネージメント学
- ⑤ 医療行政・医療経済

受講方法

専門教育プログラムI：東日本 7月の海の日を含む連休（日・月祝）

西日本 9月の敬老の日を含む連休（日・月祝）

専門教育プログラムII：各領域ともに連続する2～3日間

東日本 7月の海の日を含む3連休（土・日・月祝）

西日本 9月の敬老の日を含む3連休（土・日・月祝）

専門教育プログラムIII：オンライン講義（オンデマンド方式）

開催日、開催地などはJACOニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会からの郵便物にて別途案内する

5. 単位の取得と管理

専門教育プログラムI、専門教育プログラムII（4領域）、専門教育プログラムIIIの履修ごとに、合否にかかわらず5単位取得できる

取得した単位は、認定視能訓練士および認定専任教員の更新に使用できる

6. 修了申請と修了証の交付手続き

- 1) 専門教育プログラム I , II それぞれ修了試験を受け 6 割以上正答した者を、専門教育プログラム修了者とする
ただし、専門視能訓練士を目指すものは、選択した専門領域の試験は 8 割以上正答する
- 2) 合否は、会員管理システム生涯教育履修状況確認画面にて行なう
- 3) 専門教育プログラムの修了は履修者の自己申請により、理事会の承認をもってなされる
専門教育プログラムの修了手続きは、協会ホームページのログインサイトから修了申請を行う
- 4) 協会は、理事会承認後に専門教育プログラム修了証を会員に授与する

7. 受講費

専門教育プログラム I (2 日間)	15,000 円
II (2 日間)	15,000 円
(3 日間)	22,000 円
III (オンデマンド講習)	7,500 円

専門教育プログラム修了者が聴講を希望した場合は受け入れ可能な場合に限り専門 I は 5,000 円、専門 II は 7,000 円、専門 III は 3,000 円の参加費をもって認めることとする。但し、未受講のプログラムは聴講できない。

8. 専門教育プログラムⅠカリキュラム

資料6

専門教育プログラムⅠ カリキュラム Web開催										
受 付 日 付 式	9:00	9:20	9:30	11:00	11:20	12:50	14:00	15:30	15:50	
試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	試 験 休 憩	
第一回	90	10	10	90	10	60	90	10	10	90
第二回	90	10	10	90	60	90	10	10	10	90

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になることがあります

9. 専門教育プログラムⅡ（視能検査学）カリキュラム

資料7

専門教育プログラムⅡ「視能検査学」カリキュラム Web開催									
受講式 付	9:00	9:20	9:30	11:00	11:20	12:50	14:00	15:30	15:50
第1日	9:00	10:30	10:50	12:20	13:30	15:00	14:20	16:50	17:10
	電気生理学検査 網膜電図／多局所ERG	電気生理学検査 視覚誘発電位	電気生理学検査 筋電図	電気眼振図　眼振電図	画像診断検査 MRI CT X線	屈折・コントラスト・ グレア検査	屈折・コントラスト・ グレア検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査
第2日	9:00	10:10	90	10	60	90	10	10	90
	電気生理学検査 網膜電図／多局所ERG	電気生理学検査 視覚誘発電位	電気生理学検査 筋電図	電気眼振図　眼振電図	画像診断検査 MRI CT X線	屈折・コントラスト・ グレア検査	屈折・コントラスト・ グレア検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査
第3日	9:00	10:10	90	10	60	90	10	10	90
	色覚検査	視野検査	写真検査	写真検査	自発蛍光 補償光学つき眼底検査(血 流検査を含む)	屈折・収差検査 前眼部形状検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査	屈折・収差検査 前眼部形状検査

注) 講義内容、調査順は開催ごとに変更になることがあります

10. 専門教育プログラムⅡ（光学・眼鏡）カリキュラム

資料 8

専門教育プログラムⅡ <光学・眼鏡> カリキュラム									
第1日目 受付・開講式	9:00	9:20	10:50	11:00	12:00	12:10	13:20	14:20	15:20
	眼鏡1 (球面・非球面・累進屈折力・プリズム・色等)	眼鏡レンズ 休憩	眼鏡2 休憩	眼鏡2 眼鏡加工実習	眼鏡3 (理論)	眼鏡3 眼鏡加工実習	眼鏡3 (実習)	眼鏡3 眼鏡加工実習	眼鏡3 眼鏡加工実習
第2日目 受付・開講式	90	10	60	10	70	60	60	10	70
	8:30	10:00	10:10	11:40	12:40	14:10	14:20	15:50	16:00
眼鏡処方検査2 成人の眼鏡 休憩									
眼鏡処方検査3 プリズム眼鏡 眼疾患の眼鏡 休憩									
コンタクトレンズ 眼内レンズ・屈折矯正手術 休憩									
試験 開講式									

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になることがあります

11. 専門教育プログラムⅡ（視能訓練学）カリキュラム

資料 9

専門教育プログラムⅡ「視能訓練学」カリキュラム Web開催									
受付	開講式	第一日		第二日		第三日			
		9:00	9:20	9:30	11:00	11:20	12:50	14:00	15:30
		視覚生理学（統合系） 大脳皮質回路可逆性		試験 休憩	臨界期・シナプス神経生理	試験 休憩	視覚発達	視覚認知学	視覚生理学（出力系） 脳波・調節
		90		10	10	90	10	60	90
		9:00	10:30	10:40	12:10	13:25	14:55	15:15	16:45
		視能訓練学総論Ⅱ (斜視の検査)		視能訓練学各論Ⅱ (斜視視能訓練の実際)		斜視の臨床的特徴と 眼血治療		視能訓練学総論Ⅰ (弱視 感受性)	視能訓練学各論Ⅰ (弱視視能訓練の実際)
		休憩		試験 休憩		試験 休憩		休憩	試験
		90		10	10	90	10	10	90
		9:00	10:30	10:40	12:10	13:25	14:55	15:15	16:45
		視能訓練学各論Ⅱ (斜視視能訓練)		視能訓練学各論Ⅱ (斜視視能訓練の実際)		視能訓練学の up to date	視覚生理学（出力系） 眼球運動	視覚生理学（出力系） 眼球運動	視覚認知学
		休憩		試験 休憩		試験 休憩		試験 休憩	試験 休憩
		90		10	10	90	10	10	90
		90		10	90	15	60	90	10
		9:00	10:30	10:40	12:10	13:25	14:55	15:15	16:45
		視能訓練学各論Ⅱ (斜視視能訓練)		視能訓練学各論Ⅱ (斜視視能訓練の実際)		高次脳機能障害の訓練について	試験 休憩	試験 休憩	試験 休憩
		休憩		試験 休憩					
		90		10	90	15	60	90	10

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になることがあります

12. 専門教育プログラムⅡ（視能障害学）カリキュラム

資料 10

専門教育プログラムⅡ「視能障害学」カリキュラム Web開催												
第1日 受付 開講式	9:00 9:10 9:20 9:50			10:10 11:40			12:50 14:20			14:40 15:50		
	1) ロービジョン総説 (LVに関する専門職の役 割と機能)			2) ロービジョンと 視覚科学			4) ロービジョンに 必要な眼光学			5) 視機能評価と行 動とその評価		
第2日 試験 憩	30	10:10	90	10	60	90	10	10	70	10	10	70
9:00	10:30	10:50	12:20	13:30	15:00	15:20	16:50	17:10	18:40			
3) ロービジョンケ アの計画設定お よびQOL	試 休 憩	6) ロービジョンエ イドの特徴と選 定の実際① (手持ち式・書き型眼鏡 式)	試 休 憩	7) ロービジョンエ イドの特徴と選 定の実際② (遠光距離・単眼拡大 装置器・非光学的輔 助具)	試 休 憩	8) 福祉制度・日常 生活移動と歩行 (障害者自立支援法年金、 就労保障、教育制度) (AMD、DM、GLA、RP)	試 休 憩	9) 疾患とロービ ジョンケア (AMD、DM、GLA、RP)	試 休 憩			
90	10:10	90	10	60	90	10:10	90	10:10	90			
9:00	10:30	10:50	12:20	13:30	15:00	15:20	16:50					
10) 小児のロービ ジョンケア就 学・教育 (小児の特徴、先天異常 ROP、重複障害、CVI)	試 休 憩	11) 就労とロービ ジョンケア (ケア内容と制度、症例 展示)	試 休 憩	12) 高齢者とロービ ジョンケア (ケア内容、症例展示)	試 休 憩	13) ロービジョンケ アの展望 (網膜編成疾患遺伝子治 療)	試 休 憩	開講式				
90	10:10	90	10	60	90	10:10	90	10				

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になることがあります

13. 専門教育プログラムⅢカリキュラム

資料 11

専門教育プログラムⅢカリキュラム

	講義タイトル	講義時間(分)
第1講義	医療安全管理	60
第2講義	チーム医療	60
第3講義	コミュニケーション学	60
第4講義	教育学・マネジメント学	60
第5講義	医療行政・医療経済	60

14. シラバス

資料 12

<専門教育プログラム I >

専 門	臨床心理学	疾患や障害を持つ方の心の問題について把握することは、医療に携わるものとして重要である。視能訓練士が検査や視能訓練、ロービジョンケアなどにあたる際、患者の心理に寄り添った質の高い医療を提供するために、人間の心理的な問題について学習する。
	視覚生理学Ⅰ (視能検査学に必要な内容)	外界の視覚情報は眼から視覚野へと伝達される。視覚情報処理過程における網膜神経節細胞や第一次視覚野、高次視覚野における機能的な役割について理解する。
	視覚生理学Ⅱ (光学・眼鏡に必要な内容)	眼球光学系(眼球形状・屈折)に関する最新の知見やデータを確認し、すべての検査、眼科診療の入口となる眼光学系および光学的治療としての眼鏡の検査に必要な知識を学ぶ。
	視覚生理学Ⅲ (視能訓練学に必要な内容)	弱視や斜視による視覚系神経回路に及ぼす影響について理解する。また弱視や斜視の病態と視覚特性について理解するとともに有効的な視能訓練について習得する。
	視覚生理学Ⅳ (視能障害学に必要な内容)	視能障害が原因で起こる特徴的な機能異常を視覚生理学的な側面から学習する。またそれらの機能異常を評価する視能検査の方法や典型データについて理解する。
	視覚情報処理 (脳科学)	外界の刺激が閾値に達すると様々な視覚情報処理経路に伝達され処理されることで物体を検出する。ヒトが「見える」とは何か、また網膜や視覚情報処理経路の障害が「見える」に及ぼす影響について理解する。

	心理物理学	実験視覚心理学とは、実験的方法を用いて科学的根拠に基づいた視覚に関連した心の理解をめざす学問であり、これを応用した眼科検査が臨床で多数利用されている。根拠に基づいた医療を提供するために、実験に基づいた視覚の理解をめざし、その知識を臨床での検査に活用することを目標とする。
	医療統計学	科学的根拠に基づいた医療を行うためには多くのデータを収集し統計学的に検討する必要がある。医療統計学の基本的な考え方を理解し、正しい統計の取り扱いについて習得する。
	研究の進め方と 医学論文の作成	臨床研究をはじめるにあたって知っておくべき利益相反や医の倫理について理解する。また具体的な研究の進め方や医学論文を作成する際のポイントについて習得する。

<専門教育プログラムⅡ視能検査学>

屈折・収差検査	オートレフラクトメーター 波面センサー	屈折・収差の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
屈折・収差検査	前眼部形状検査 角膜形状解析 前眼部 OCT	前眼部形状の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
眼圧・角膜内皮検査	細隙灯検査、眼圧検査 角膜内皮細胞検査	眼圧・角膜内皮細胞診の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
写真検査	カラー写真 インドシアニングリーン SLO,フルオレセイン	写真撮影機器の構造、測定原理、検査方法およびその適応と薬剤による注意点を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
写真検査	自発蛍光 補償光学つき眼底検査 (血流検査を含む)	自発蛍光や血流検査などの機器の構造、測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
OCT検査	光干渉断層計 (OCT)	光干渉断層計の構造、測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。

眼軸長検査 超音波・光学的	超音波検査・眼軸長検査 A モード・光学式測定法 B モード UBM	眼軸長計測や超音波などの測定原理、検査方法およびその適応と限界を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
画像診断検査	MRI CT X線	MRI, CT, X 線の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
電気生理学検査	網膜電図／多局所 ERG	ERG の基礎概念や生体反応とともに、眼科領域の電気生理検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。また実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
電気生理学検査	視覚誘発電位 筋電図 電気眼振図 眼球電図	VEP, EMG, EOG, ENG の基礎概念や生体反応とともに、眼科領域の電気生理検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。またボツリヌス治療における筋電図検査を含めた実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
調節・コントラスト ト・グレア検査	調節検査 コントラスト検査 グレア検査	調節、コントラスト、グレアの測定原理、検査方法および適応を学び、正常と異常を理解する。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
視野検査	視野検査 (特殊視野・M-CHART を含む)	各視野検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
色覚検査	色覚検査	色の特性とヒトの感覚機能とともに、各色覚検査法の原理を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。

<専門教育プログラムⅡ 光学・眼鏡>

	屈折矯正手術	角膜から水晶体を含む解剖を理解し、角膜とICL および IOL による各屈折矯正手術の矯正原理、適応、精度、合併症を学び、必要な検査を理解する。角膜形状解析装置や収差計の測定原理と結果の解釈について学ぶ。
	眼内レンズ	各種眼内レンズの素材、デザイン、用途を学び、非球面レンズや着色レンズのコンセプトと適応を理解する。Toric や Multifocal などの高機能眼内レンズの特徴や適応について学ぶ。
	コンタクトレンズ	レンズの種類と分類など基本的事項の確認。多焦点・トーリックなどのレンズの構造理解から処方検査。虹彩付、円錐角膜への処方例。小児への適応。近視抑制効果など。
眼鏡1	眼鏡レンズ (球面、非球面、累進屈折力、 プリズム、着色など)	眼鏡レンズの素材やデザインについての基本的知識を学ぶ。球面レンズと非球面レンズ、累進屈折力レンズの種類と設計、プリズムレンズの知識、着色レンズの分光透過と視機能などとの関係についても理解する。
眼鏡2	眼鏡フレーム、眼鏡の加工	眼鏡フレームの素材とその特徴を学ぶ。眼鏡フレームとフィッティングの安定性への影響を学ぶ。眼鏡レンズの注文とメーカーの作製、眼鏡店での加工について学ぶ。 眼鏡フレームへの枠入れ実習を体験する
眼鏡3	眼鏡フィッティング (理論と実際)	光学的満足を得る眼鏡のフィッティングと顔頭部形状の影響、特に小児の顔頭部形状とその特徴に対応するフィッティング理論と実際の技術を実習形式で学ぶ。眼科外来でのチェック方法についても知る。

眼鏡処方箋検査1	屈折矯正、小児の眼鏡 (非弱視、近視)	弱視や斜視のない小児の屈折矯正について理解する。眼鏡処方検査における近視の過矯正を防ぐ方法、調節痙攣、身体表現性障害（身体症状症、心因性視力障害例）への眼鏡処方、近視進行抑制レンズについて学ぶ。
眼鏡処方箋検査2	成人の眼鏡	成人における屈折異常や調節異常の眼鏡処方検査を理解する。加齢による眼光学系の変化を考慮し、疲れにくく快適な眼鏡処方検査が行えるよう学ぶ。
眼鏡処方箋検査3	プリズム眼鏡 眼疾患の眼鏡	屈折異常や調節異常に加え、斜視や眼球運動障害によっておこる複視や眼精疲労への対応としてのプリズム眼鏡の方法を学習する。 眼疾患のために視力や像の歪みに対応する眼鏡処方検査の工夫を学習する。

<専門教育プログラムⅡ 視能訓練学>

専門基礎分野	視覚発達 臨界期・シナプス神経生理	視力の発達、両眼視の発達 (Hubel & Wiesel 等の歴史的な背景も含む) を理解する。臨界期における神経回路の形成とその制御を学び、視能訓練における可塑性の関わりを学ぶ。
	視覚生理学（統合系） 大脳皮質回路可逆性	第一次視覚野における受容野特性、視覚情報処理システムや脳内における視覚情報の再構築を理解する。両眼視（立体視）の成立、両眼加重、両眼視野闘争といった両眼の働きについて考える。
	視覚認知学	視覚認知や視覚注意について定義や働きを知る。高次脳機能障害の種類や診断と治療、リハビリテーションを学び、高次脳機能障害を理解する。
	視覚生理学（出力系） 輻湊・調節	輻湊、調節それぞれの制御機構と役割を知り、近見反応、AC/A 比といった輻湊、調節の関係、また輻湊、調節の障害の種類や治療方法について学ぶ。
	視覚生理学（出力系） 眼球運動	斜視視能訓練の適応を考慮するために、斜視学的・神経眼科的な眼球運動障害の有無、種類や程度、合併障害の観方について種々な知識を学ぶ。
専門分野	視能検査学	視能訓練の適応の判断や訓練経過時に実施する検査の選択および検査時のポイント、評価について学ぶ。具体症例について訓練適応の判断ができる。

視能訓練学	視能訓練学総論 I (弱視 感受性)	弱視視能訓練の定義や原理、訓練目標や予後、訓練評価の方法について学ぶ。
	視能訓練学各論 I (弱視視能訓練の実際)	弱視視能訓練について各訓練の併用も含め、具体的症例をあげて訓練適応を判断し、適応する視能訓練方法の選択および実施計画を立てる。
	斜視の臨床的特徴と観血治療	共同性斜視、非共同性斜視の観血療法の適応、さらに斜視手術の術前検査や術後検査、必要な視能訓練について理解する。具体症例をあげて必要な検査や訓練計画を立てることができるようとする。
	視能訓練学各論 II (斜視視能訓練)	斜視視能訓練の定義や原理、訓練目標や予後、訓練評価の方法について学ぶ。
	視能訓練学各論 II (斜視視能訓練の実際)	共同性斜視に対する視能訓練の方法（光学的視能訓練を含む）や各視能訓練の適応や具体的な訓練方法、訓練の進め方について理解する。
	視能訓練学各論 II (斜視視能訓練の実際)	非共同性斜視について観血療法との併用を含め、具体症例をあげて訓練適応を判断し、適応する視能訓練方法の選択および実施計画を立てる。

<専門教育プログラムⅡ 視能障害学>

	ロービジョン総説 (ロービジョンケアに関わる専門職の役割と機能)	ロービジョンケア・視覚障害リハビリテーションの歴史、現在の包括的ロービジョンケアの概要を学ぶ。関連する専門職（医師・視能訓練士・看護師・作業療法士・歩行訓練士・日常生活指導員・職業指導員・メディカルソーシャルワーカーなど）の役割と機能を知る。
	ロービジョンと視覚科学	生活課題の困難を予測する視機能検査（視力、視野、読書速度、コントラスト感度、グレアテスト等）について、その原理と結果の解釈と説明技術を学ぶ。
	ロービジョンケアの計画設定およびQOL	ロービジョンケアの計画作成方法（ケアの具体的な進め方、ゴール設定方法、ケア計画の立案など）、視機能に関連したQuality of lifeとその評価方法、関連したケアに必要な評価について講義する。
	ロービジョンに必要な眼光学	必要な網膜像の拡大を得るために、選択すべき拡大鏡の屈折値が計算できるように、等価屈折値の概念を理解する。対象物、凸レンズ、目のそれぞれの距離が網膜像の拡大に及ぼす影響について講義する。
	視機能評価と行動とその評価 (読書評価、視機能検査と行動評価)	視機能と行動の関係（視機能の変化が行動にどのように影響しているか、またどの行動にどういう視機能が必要とされているか）、読書評価、行動評価などの方法論とあわせて講義する。
	ロービジョンエイドの特徴と選定の実際① (手持ち式・置き型・眼鏡式)	ロービジョンエイドの概略、光学的視覚補助具の特性（長所と短所）を理解する。手持ち式拡大鏡、置き型拡大鏡眼鏡式拡大鏡の選定とその指導の実際について

			講義する。
		ロービジョンエイドの特徴と選定の実際② (遮光眼鏡・単眼鏡・拡大読書器・非光学的視覚補助具)	遮光眼鏡の定義と特徴、選定の実際について以下のエイドの特徴、選定、指導について講義する。 ・単眼鏡、拡大読書器、非光学的視覚補助具（書見台、タ休 ^{スコープ} 、フィルター、照明、日常生活用具、便利グッズなど：使用説明含む）
		日常生活訓練、歩行訓練などの概要と視覚障害に関する福祉制度（障害者総合支援法、同行援護や盲導犬などの移動支援に関するもの、年金、就労保障、職業訓練、介護保険法）	日常生活訓練、歩行訓練などの概要と視覚障害に関する福祉制度の概要（障害者総合支援法、同行援護や盲導犬などの移動支援に関するもの、年金、就労保障、職業訓練、介護保険法）について理解を深める。制度活用の実際、関連機関との連携のとり方について講義する。
		疾患とロービジョンケア	以下の疾患のロービジョンケアにおける特徴と対応を可能な限り症例をまじえて講義する。 加齢黄斑変性・網膜色素変性・緑内障・糖尿病網膜症・変性近視・頭蓋内疾患・色覚異常
		小児のロービジョンケア 就学・教育 (小児の特徴、先天異常、未熟児網膜症、重複障害、皮質性視覚障害)	小児の視覚障害の原因疾患、特徴的なケア内容、就学・教育に関する制度と諸機関との連携、重複障害のある小児について評価とケア、成人のケアとの違い、小児の中途視覚障害への対応などについて講義する。
		就労とロービジョンケア (ケア内容と制度、症例提示)	就労にしたロービジョンケアについて、社会制度（支援制度、支援機関、支援団体）、をふくめ就労にむけた日常生活動作訓練、歩行訓練 PC、IT 機器訓練を講義する。
		高齢者とロービジョンケア	高齢者の視覚障害の原因疾患、およびそ

	(ケア内容、症例提示)	の視機能特性、特徴的なケア内容、高齢者のライフスタイルに合った社会資源について講義する。
	ロービジョンケアの展望 (再生医療、ウルトラロービジョン等)	ロービジョンケアが有効に活用される新しい領域、新たなロービジョンケアに関する技術、方法について講義する。

<専門教育プログラムⅢ>

医療安全管理	医療の質と安全を向上させるために医療事故やヒューマンエラーを事前に防止することが求められる。医療事故やエラーの発生要因を分析し、再発防止策を考え、安全の確保に関する対策を立案できることを目的とする。
チーム医療	医療の進歩と医療を取り巻く環境変化は急激であり、患者への質の高いケアのためには多職種が連携して医療を行うことが必要である。多職種の医療人が連携、協働により貢献できるような態度を身につけ、今後より望ましいチーム医療の在り方について理解を深める。
コミュニケーション学	医療現場では、患者のみならず同僚（先輩・後輩）・他職種スタッフとの意志疎通や信頼関係の構築のためのツールとしてコミュニケーションを使用する。コミュニケーションスキルを高めることは医療知識や技術を身につけることと同様に重要であり、より良い医療の提供、さらにより良い職場環境の整備に繋がる。医療従事者にとって必要なコミュニケーション技術について学ぶ。
教育学・マネージメント学	医療は非営利であるが、安全で質の高い医療を持続的に提供することを求められる。これに対処するためには医療現場のマネジメント、後進の育成が重要である。これら医療現場の変革と創造、後進教育を実現するために臨床、研究および教育の場で原動力となるリーダーの育成が必要であり、そのための知識、技術を学ぶ。
医療行政・医療経済	日本の医療行政について社会制度全体の中における位置づけ、近年の制度改革の動向と、その基本的な特徴と課題、今後の展望について学ぶ。また医療保険についての諸問題、社会保障の対象としての医療に対する政府の関わり方、医療の費用とその負担など経済的な問題について理解する。

認定視能訓練士

認定視能訓練士

1. 目的

「視能管理のエキスパート」であるべき視能訓練士が、日進月歩の医学、医療において最新の知識や理論に基づいた技術を自己研鑽することは必須となっている。協会は生涯教育制度で学び、国民の健康の向上や維持に貢献できる知識と技術を習得し続けている者に対して「認定視能訓練士」の称号を授与し安心できる医療を提供するものである。

2. 対象

基礎教育プログラム修了者

3. 認定基準

- 1) 免許取得後 5 年以上かつ 1300 日以上の臨床経験があること。

※常勤でない場合は日数計算とする。

- 2) 基礎教育プログラム履修申請日より起算して 780 日以上の臨床経験があること。

- 3) 認定申請時に勤務していること。

※勤務先の勤務証明書の提出を必要とする。なお、勤務証明書は勤務年数（臨床経験）に含まれる勤務先のすべてについて必要とする。

4. 認定申請と認定証の交付手続き

- 1) 基礎教育プログラムを修了した者は、基礎教育プログラム修了申請後、認定視能訓練士認定申請を協会ホームページのログインサイトから行う。
- 2) 協会は、不備がなければ理事会承認後に認定視能訓練士認定証と会員証および認定バッジを申請者に授与する。
- 3) 認定の申請期間は、毎年 1 月 15 日～2 月 15 日とする。

認定視能訓練士の更新

認定視能訓練士の更新

1. 認定視能訓練士の更新

医療の進歩に応じて能力を高めつつ、生涯にわたる研鑽を図るため、認定視能訓練士の認定は更新を必要とする。

2. 対象

認定視能訓練士の資格を有する者

3. 認定期間と更新

- 1) 認定視能訓練士の資格を取得した年を1年目と数え、認定期間は5年とする。
- 2) 認定5年目の1月15日～2月15日で更新手続きを行う。
- 3) その後、5年毎に更新手続きを行う。

4. 更新条件

- 1) 認定視能訓練士認定後、学会参加等により5年間に20単位以上を取得すること。
ただし、1年間に最低0.5単位を取得すること
- 2) 協会が主催する日本視能矯正学会または総会に伴う講習会（研修会）に2回以上参加し、単位に加えること。単位については生涯教育単位表を基準とする。協会ホームページの単位状況メニュー画面の協会承認済み単位一覧に反映されていることも確認する。
※ 学会参加については、下記の書類を協会ホームページのログインサイトで単位申請を行う。
・(1)学会名、(2)参加者氏名、(3)参加区分もしくは参加登録料の3点がもれなく記載されているひと続きの書類のコピー（原則、複数枚に渡るものは不可）
例：ネームカード、参加証明書、参加登録料領収書

学会発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されているものを、保管しておくこと。

※生涯教育認定事業の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと（証明書は必要ない）

- 3) 5年間で通算500日以上の臨床経験があること。

※勤務先の勤務証明書の提出を必要とする。なお、勤務証明書は臨床経験に含まれる勤務先のすべてについて必要とする

- 4) 更新時に勤務していること。

5. 更新の管理

- 1) 更新は取得単位を手続集または会員ログインサイトにて自己管理し、期間内に更新申請を行う。
- 2) 更新の申請期間は更新年を 1 年目とした場合、5 年目の 1 月 15 日～2 月 15 日とする。なお、更新案内は更新 1 年前の 4 月に郵送で本人に通知する。

例：1 年目 2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

2 年目 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

3 年目 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

4 年目 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

5 年目 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

この場合、更新期間は 2026 年 1 月 15 日～2 月 15 日となる。

- 3) 協会は、申請に不備がなければ理事会承認後に認定視能訓練士更新証明証と会員証を会員に授与する。
- 4) 更新登録料は 5 年間で 4,500 円とし、更新登録申請時に支払う。

6. 認定視能訓練士の認定喪失

- 1) 5 年の更新期間ごとに更新登録を行わなかった者は認定視能訓練士の認定を失効する。失効した者は、認定視能訓練士会員証、認定バッジが無効となる。ただし、更新年度の翌年以降に認定条件を満たせば、再認定が可能となる。（基礎 I～III の修了は認定視能訓練士失効後も有効とする）
- 2) 認定視能訓練士を失効した場合、無効となった認定バッジは速やかに事務局へ返却する。
- 3) 認定視能訓練士の認定喪失については、協会定款施行規則に従い理事会がこれを判断する。

認定専任教員

認定専任教員

1. 目的

次世代を担う、優れた視能訓練士を教育するため、学生教育に直接携わる視能訓練士専任教員の資質向上を目的とする。

2. 対象

視能訓練士の学生の教育に携わる者

基礎教育プログラムⅠⅡ修了者かつ専任教員認定制度登録申請者

3. 認定基準

- 1) 視能訓練士としての臨床経験が 5 年（年間 100 日）以上であること。
- 2) 視能訓練士養成所において、視能訓練士教育に 5 年（年間 100 日）以上携わっていること。
- 3) 日本視能訓練士協会基礎教育プログラムⅠⅡ、および実習施設指導者等養成講習会を修了していること。
- 4) 専任教員認定制度登録申請後に申請をすること。また、別に定める学会参加等により認定専任教員認定申請年度を含む過去 5 年間に 20 単位取得していること。

※大学院修士または博士課程を修了した者、もしくは大学設置審議会の教員組織審査に合格した者については、1) と 2) を 3 年以上とする。

4. 認定申請と認定証の交付手続き

- 1) 認定専任教員認定申請として、実習施設指導者等養成講習会修了証、勤務証明書を協会ホームページのログインサイトからアップロードして申請する。
- 2) 協会は、上記 1) を審査し、申請に不備がなければ理事会承認後に認定専任教員認定証と会員証、認定バッジを申請者に授与する。
- 3) 認定の申請は、毎年 1 月 15 日から 2 月 15 日とする。

認定専任教員の更新

認定専任教員の更新

1. 認定専任教員の更新

医療の進歩や教育の多様化に応じて能力を高めつつ、生涯にわたる研鑽を図るため、認定専任教員の認定は更新を必要とする。

2. 対象

認定専任教員の資格を有する者

3. 認定期間と更新

- 1) 認定専任教員の資格を取得した年を1年目と数え、認定期間は5年とする。
- 2) 認定5年目の1月15日～2月15日必着で更新手続きを行う。
- 3) その後、5年毎に更新手続きを行う。

4. 更新条件

- 1) 認定専任教員認定後5年間（500日以上）視能訓練士養成学校で教育経験がある。
- 2) 日本視能矯正学会、日本医学教育学会、全国視能訓練士学校協会教員研修会、それぞれに5年間に1回以上参加している。
- 3) 参加義務学会を含め、5年間で20単位以上、1年間に最低0.5単位取得すること。

注) 申請時と更新時とでは参加義務学会が異なるので注意

5. 更新の管理

- 1) 更新は取得単位を会員ログインサイトにて自己管理し、期間内に更新申請を行う。
- 2) 更新の申請期間は更新年を1年目とした場合、5年目の1月15日～2月15日とする。
なお、更新案内は更新1年前の4月に郵送で本人に通知する。

例：1年目 2021年4月1日～2022年3月31日

2年目 2022年4月1日～2023年3月31日

3年目 2023年4月1日～2024年3月31日

4年目 2024年4月1日～2025年3月31日

5年目 2025年4月1日～2026年3月31日

この場合、更新期間は2026年1月15日～2月15日となる。

- 3) 手続きは協会ホームページのログインサイトから申請する。
- 4) 協会は、審査し、申請に不備がなければ理事会承認後に認定専任教員更新証明証と会員証を会員に発行する。
- 5) 更新登録料は5年間で4,500円とし、更新登録申請時に支払う。

6. 認定専任教員の認定喪失

- 1) 5年の更新期間ごとに更新登録を行わなかった者は認定専任教員の認定を失効する。失効した者は、認定専任教員会員証、認定バッジが無効となる。ただし、更新年度の翌年以降に認定条件を満たせば、再認定が可能となる。(基礎I・IIの修了は認定専任教員失効後も有効とする)
- 2) 認定専任教員を失効した場合、無効となった認定バッジは速やかに事務局へ返却する。
- 3) 認定専任教員の認定喪失については、協会定款施行規則に従い理事会がこれを判断する。

專門視能訓練士

專門視能訓練士

1. 目的

協会は、専門領域での高度な知識と技術および、豊かな人間性を備え、専門職として臨床、研究および教育の場で原動力となり得る者に対して、「専門視能訓練士」の称号を授与する。専門視能訓練士は将来のリーダーとしての活躍を期待される。

2. 専門視能訓練士の役割

専門視能訓練士は、高度な視能管理を行う者として、国民の健康に寄与し、医療技術者としての社会貢献を果たす。

豊かな人間性を持ち、公明正大で、自己研鑽を積み重ね、視能管理を行う者として一定水準以上の知識と技術を有し、さらに自己が選択した専門領域における優れた臨床力を備える。

専門視能訓練士は、後進が自らの意志で課題を見つけ、積極的に学ぼうとする心を育み、学ぶ意欲を刺激することによって動機を高める。自らは適切な言葉・行動を示し、視能学領域の牽引をし、後進の目標になって指導に努める。

視能に関わる検査および評価の改良（改善）、治療に関わる器機の開発ならびに制作を通して視能学の発展に寄与する。

3. 対象

認定視能訓練士

4. 認定基準

専門視能訓練士を取得するためには、下記の条件を満たす必要がある。

専門視能訓練士（視能訓練学）（視能障害学）

- ① 認定視能訓練士を1回以上更新していること
- ② 専門教育プログラムを修了していること（自己が選択する専門領域の試験は8割以上の正答であること）
- ③ 臨床研修施設で専門視能訓練士から研修を受け、修了していること
研修開始条件は別途定める
- ④ 免許取得後、筆頭論文（査読付き）が5篇以上あること（修士・博士の論文はそれぞれ1篇とする）、うち1篇以上は専門視能訓練士認定申請時より過去3年間にあること
- ⑤ 免許取得後、学会での発表（口演・筆頭）が5回以上あること、うち2回以上は日本視能矯正

学会であること

- ⑥ 専門視能訓練士の認定申請時より過去3年間に、生涯教育単位を30単位以上取得していること
- ⑦ 新人または基礎教育プログラムでの講師、新人教育技術日程、基礎教育プログラムⅢの指導経験、養成施設での非常勤講師（1日以上の講義）、年間30日以上の臨床実習指導経験が3年以上、実習施設指導者等養成講習会を受講していることのうち、3つ以上あること
- ⑧ 専門視能訓練士の認定後、後進の育成のための指導を行うことができる
- ⑨ 専門視能訓練士の申請時に勤務（常勤または同一施設で週3日以上）していること
- ⑩ 専門視能訓練士認定試験に合格していること

※ ③以外は各領域共通条件

5. 申請と認定証の交付手続き

準備中

6. 研修内容（視能訓練学）

研修内容（=修了基準）

- 1) 5W1Hに従った問診ができる
- 2) 問診から鑑別診断を考慮した検査（入力系、統合系、出力系）の選択ができる
- 3) 症例に応じた入力系、統合系、出力系の検査の選択ができる
- 1)～3) 症例報告を課す
- 4) 視能訓練に必要な検査の原理が理解され、各症例に応じた検査の実施ができる

弱視

- ① 調節麻痺薬使用に関する注意点が理解でき説明できる
- ② 小児の視力検査が正確にできる（3歳以下 Teller acuity cards など）
- ③ 固視検査ができる（偏心固視の状態を非散瞳下で実施できる）
- ④ 弱視の診断に必要な検査を選択し実施できる（微小斜視合併を含む）
- ⑤ Problem List が作成できる
- ⑥ 視能訓練（視機能管理）計画を立てることができる

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 視機能管理を行っていく上で各症例に応じた注意点を把握できる ⑧ 視能訓練の効果を判定し、訓練計画の続行や見直しの判断ができる ⑨ 患児や家族と円滑なコミュニケーションができる ⑩ 弱視治療に関する最新の情報について修得している ⑪ 不同視弱視、斜視弱視、微小斜視弱視、器質疾患+弱視の視能訓練を経験する
	間欠性外斜視
斜 視	<ul style="list-style-type: none"> ① 発症確認を含め、視能訓練に必要な問診を実施できる ② 入力系（視力検査、屈折検査、調節検査）、統合系（両眼視機能検査、抑制検査）、出力系（定性検査、Patch test、PA 含む定量検査、斜位維持能力、輻湊検査、眼球運動検査、A-V pattern の検査）と 必要な検査を選択し精度の高い検査を実施できる ③ 手術に必要な検査を選択し実施できる ④ 視能訓練の適応を判定し必要な検査を選択し実施できる ⑤ Problem List が作成できる ⑥ 視能訓練の適応が判断できる ⑦ 視能訓練の計画を立てることができる ⑧ 視能訓練を行っていく上で各症例に応じた注意点を把握している ⑨ 視能訓練の効果を判定し、訓練計画の続行や見直しの判断ができる ⑩ 患児や家族と円滑なコミュニケーションができる ⑪ 間欠性外斜視の最新の情報について修得している ⑫ 斜視視能訓練（手術併用症例・視能訓練単独症例）を経験する
	内斜視
	<ul style="list-style-type: none"> ① 発症確認を含め、視能訓練に必要な問診を実施できる ② 調節麻痺薬使用に関する注意点が理解でき説明できる ③ 内斜視のタイプ別病態を理解し診断に必要な検査の選択ができる ④ 入力系（視力検査、屈折検査、調節検査、AC/A 比検査）、統合系（両眼視機能検査、網膜対応検査、抑制検査）、出力系（定性検査、定量検査、固視検査、眼球運動検査、A-V pattern の検査）と必要な検査を選択し精度の高い検査を実施できる ⑤ 手術に必要な検査を選択し実施できる（複視や背理性複視を考慮できる）

斜 視	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 視能訓練の適応を判定し必要な検査を選択し実施できる ⑦ Problem List が作成できる ⑧ 視能訓練（光学的視能矯正およびプリズム療法を含む）の適応が判断できる ⑨ 視能訓練の計画を立てることができる ⑩ 視能訓練を行っていく上で各症例に応じた注意点を把握している ⑪ 視能訓練の効果を判定し、訓練計画の続行や見直しの判断ができる ⑫ 患児や家族と円滑なコミュニケーションができる ⑬ 内斜視の最新の情報について修得している ⑭ 斜視視能訓練（手術症例）を経験する
	<後天性眼球運動障害（眼窩吹き抜け骨折・眼筋麻痺）>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 発症確認を含め、視能訓練に必要な問診を実施できる ② 入力系（視力検査、屈折検査、特に調節障害の有無について検査）、統合系（両眼単一視野検査、融像検査）、出力系（定性検査、定量検査、回旋検査、BHTT、輻済検査、眼球運動検査、Hess 赤緑試験）と必要な検査を選択し精度の高い検査を実施できる ③ 核上性眼球運動障害、核・核下性眼球運動障害、重症筋無力症、眼筋の異常による眼球運動障害、機械的障害の眼球運動障害を検査し評価できる ④ 共同性斜視と非共同性斜視（神經眼科疾患）について理解し、神經眼科疾患に伴う眼球運動障害の鑑別診断に必要な検査の選択ができる ⑤ 視能訓練の適応を判定し必要な検査を選択し実施できる ⑥ Problem List が作成できる ⑦ 視能訓練の適応が判断できる ⑧ 視能訓練の計画を立てることができる ⑨ 視能訓練を行っていく上で各症例に応じた注意点を把握している ⑩ 視能訓練の効果を判定し、訓練計画の続行や見直しの判断ができる ⑪ 円滑なコミュニケーションをとりながら社会復帰を含めた視能訓練の目標を明確に患者に説明することができる ⑫ 後天眼球運動障害の最新の情報について修得している ⑬ 斜視視能訓練（手術併用例を含む）を経験する
--	---

7. 研修内容（視能障害学）

- ・専門視能訓練士の認定基準（チェックリスト）

カテゴリー	チェック内容
1. ニーズの把握	<p>①疾患や既存視機能評価から困難課題の推測ができる</p> <p>②より適切な補助具や社会サービスの紹介につながる環境情報を的確に質問できる</p> <p>③ライフステージに合わせた日常課題を想定した会話ができる</p> <p>④心情に配慮した言葉選びができる</p> <p>⑤適度な傾聴と時間配分のコントロールに配慮ができる</p>
2. 日常生活の実態の把握につながる視機能評価	<p>①日常場面での使用する眼、屈折矯正の状態、眼鏡等の使用状況、注視の安定性を確認できる</p> <p>②コントラスト感度の評価ができる（背景と視対象のコントラストの差等）</p> <p>③偏心視の評価と指導ができる</p> <p>④文字読みの実態（必要なサイズ、ナビゲーション困難の有無）を評価できる</p> <p>⑤まぶしさの程度や特性を把握できる（口答でも）</p> <p>⑥反転効果の有無を評価できる</p> <p>⑦視野の特性が影響する日常場面を想像できる</p> <p>⑧子供など言語コミュニケーションが難しい場合、視反応や行動観察によって視機能特性をある程度推測することができる</p>
3. 対応 (補助具)	<p>①光学的視覚補助具の利用を想定し、拡大鏡に必要な屈折力（EVP）や視距離（EVD）を計算できる</p> <p>②視機能の状態とニーズに適したデザインを提示できる</p> <p>③眼の屈折、保持方法によって拡大鏡の倍率がどのように変化するか説明できる</p> <p>④拡大読書器、タブレット、スマホを拡大補助具として利用する長所・短所を説明できる</p> <p>⑤それぞれの補助具について使用方法を指導できる</p>

	⑥モニタ（PC やタブレット、CCTV 等）までの視距離に応じた必要な文字サイズの指導ができる
	⑦読み書き時に併用できる物や工夫を提示できる
	⑧非光学的補助具、日常生活の工夫について提案できる（コントラスト強調など）
	⑨音声機器の使用について紹介できる
	⑩遮光眼鏡の機能や限界を説明できる
	⑪遮光眼鏡以外のまぶしさ対策を提示できる
	⑫補助具全般について説明ができる
	⑬補装具、日常生活用具について説明できる
4.対応 (情報提供)	①視野の広さや位置、読みやすい文字サイズ、コントラスト感度の特性、明るさ環境からうける影響など、患者自身の視機能特性をわかりやすく説明できる ②身体障害者手帳について内容を理解し、取得利得を説明できる ③障害年金、同行援護について簡単な説明と相談窓口を紹介できる ④患者会（ピアカウンセリング含）の情報を提供できる ⑤ICT 技術が習得できる方法を提示できる ⑥就労の相談ができる団体を紹介できる ⑦超早期を含む子どもの教育について相談できる窓口を紹介できる ⑧歩行訓練士（外出のみならず生活全般について）に相談や訓練を依頼する場合の窓口を紹介できる ⑨便利グッズの情報収集の方法や販売店について紹介できる
5.疾患	①中心視野障害がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる ②周辺視野障害（求心性・半盲を含む）がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる ③まぶしさが顕著な疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる

	④高度の視力低下がある疾患の日常課題への影響を理解し、対応ができる
	⑤先天性及び小児疾患の知識があり 日常課題への影響を理解し、対応ができる
	⑥高齢者、重複障害者の特性と日常課題への影響を理解し、対応ができる
6.連携・関連施設の理解	①医療機関内外の視覚障害関連職種の役割について理解し、説明ができる
	②視機能特性とそれに対する配慮について、他職種に情報提供する際の伝え方や、個人情報の取扱いなどを理解し、説明ができる
	③学齢期、受験時に必要な対応を理解し、説明ができる
	④視覚障害支援施設、歩行訓練、生活訓練施設について理解し、説明ができる
	⑤就労支援施設について理解し、説明ができる
	⑥視覚特別支援学校、弱視特別支援学級について理解し、説明ができる
7.その他	①経験した症例について PDCA サイクルに則って振り返り、説明することができる
	②情報を常にアップデートすることができる

PDCA サイクル : Plane(計画)-do(実行)-check(評価)-act(改善)-cycle を繰り返すことで課題を洗い出し、医療の質を継続的に向上させていくための手法のこと

※施設見学は、チェックリストの項目に含まれ、必要に応じ育成コース(オンライン)で企画する

8. 臨床研修施設基準（視能訓練学）

臨床研修施設基準

1. 専門視能訓練士が指導をすること
2. 弱視や斜視（神経眼科を有することが望ましい）の専門外来を有していること
3. 日本弱視斜視学会、小児眼科学会、神経眼科学会のいずれかの会員であり、なおかつ、

眼科専門医を取得している医師 1 名以上がいること

4. 弱視は年間 120 例以上の症例の治療を行っていること
5. 斜視は年間 60 例以上の手術を実施していること
6. 斜視視能訓練（光学的視能矯正含む）を年間 20 例以上実施していること
7. 大学附属（付属）病院の眼科、総合病院の眼科であることが望ましい

※臨床研修施設については協会ホームページで別途案内する

9. 臨床研修施設基準（視能障害学）

1. 専門視能訓練士が指導すること
2. ロービジョン学会の会員であり、なおかつ眼科専門医を取得している医師が 1 名以上いること
3. ロービジョンケアを年間 50 例以上実施していること
4. ロービジョンの専門外来を有していることが望ましい
5. 大学附属（付属）病院の眼科、総合病院の眼科であることが望ましい

※臨床研修施設については協会ホームページで別途案内する

専門視能訓練士の更新

専門視能訓練士の更新

1. 専門視能訓練士の更新

専門視能訓練士は、臨床・教育・研究の分野で、常にリーダーとしての活躍が期待される。その役割を継続して果たしていくために更新を必要とする。

2. 対象

専門視能訓練士の資格を有する者

3. 認定期間と更新

- 1) 専門視能訓練士の資格を取得した年を1年目と数え、認定期間は5年とする。
- 2) 認定5年目の1月15日～2月末日必着で更新手続きを行う。
- 3) その後、5年毎に更新手続きを行う。

4. 更新条件

- 1) 専門視能訓練士認定後、学会参加等により5年間に20単位以上を取得すること。
ただし、1年間に最低0.5単位を取得すること
- 2) 協会が主催する日本視能矯正学会または総会に伴う講習会（研修会）に5年間で2回以上参加していること
- 3) 協会が主催または認定している学術教育事業などにおいて講師や指導者として携わっていること
- 4) 更新申請時に勤務していること又は専門分野に関連した業務に従事していること（場合により理事会審議を必要とする）月の勤務日数は問わない

※勤務先の勤務証明書の提出を必要とする。

5. 更新の管理

- 1) 更新は取得単位を手続集または会員ログインサイトにて自己管理し、期間内に更新申請を行う。
- 2) 更新の申請期間は更新年を1年目とした場合、5年目の1月15日～2月末日とする。
なお、更新案内は更新1年前の4月に郵送で本人に通知する。

例：1年目 2021年4月1日～2022年3月31日

2年目 2022年4月1日～2023年3月31日

3年目 2023年4月1日～2024年3月31日

4年目 2024年4月1日～2025年3月31日

5年目 2025年4月1日～2026年3月31日

この場合、更新期間は2026年1月15日～2月末日となる。

- 3) 手続きは専門視能訓練士更新登録申請書に単位取得申告書と更新用勤務証明書を添え、事務局に郵送する。

なお、会員ログインサイトの単位状況メモ画面にある協会承認済み単位一覧にて20単位以上を取得している者は、専門視能訓練士更新取得単位状況メモのコピーの提出をもって単位取得を認める。（単位取得申告書の提出は不要）

- 4) 協会は、上記の専門視能訓練士更新登録申請書と単位取得申告書および勤務証明書を審査し、書類に不備がなければ理事会承認後に専門視能訓練士更新証明証と会員証を会員に授与する。

- 5) 更新登録料は5年間で7,000円とし、更新登録申請時に支払う。

6. 専門視能訓練士の認定喪失

- 1) 専門視能訓練士の更新を行わなかった者（正当な理由を付して辞退した場合）は、その資格を喪失する

- 2) 専門視能訓練士の更新条件を満たさなかった場合は、その資格を喪失する

※認定視能訓練士・認定専任教員となる

その5年後に認定視能訓練士・認定専任教員が更新できなければ、その資格を喪失する

- 3) 国家資格の喪失または返上、もしくは剥奪されたときは、その資格を喪失する

- 4) 専門視能訓練士としてふさわしくない行為があった者は、その資格を喪失する

（専門視能訓練士審議委員会で審議後、理事会の決議により認定を取り消すことができる）

その他

その他

その他

1. ブロック区分について

<ブロック区分>

① 北海道

② 東北 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

③ 関東・甲信越 茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・埼玉県・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県

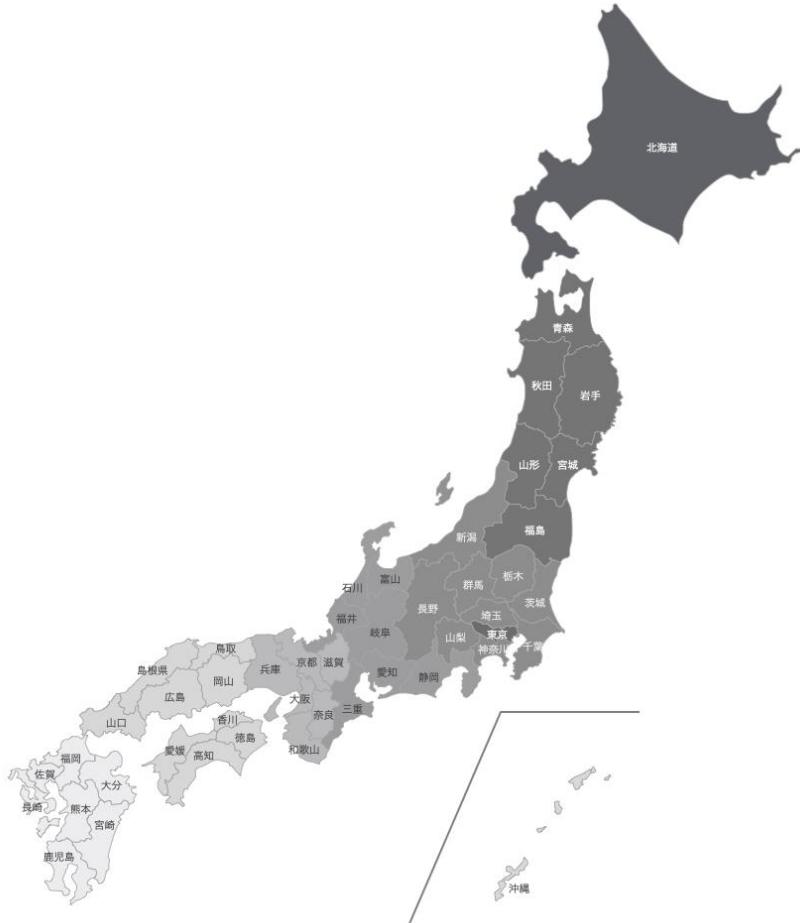
④ 東京

⑤ 東海・北陸 静岡県・愛知県・岐阜県・三重県・福井県・石川県・富山県

⑥ 近畿 滋賀県・奈良県・京都府・大阪府・和歌山県・兵庫県

⑦ 中国・四国 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県

⑧ 九州 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県



2. 各プログラムの遅刻早退について

1) 欠席・早退・遅刻への対応

新人教育プログラム講義日程, 基礎教育プログラムⅠ・Ⅱ, 専門教育プログラム		
	1コマ分の講義を受けていない場合（遅刻・早退を含む）	2コマ以上を未受講の場合
理由なし	講義開始 30 分を超えると未受講扱い（この時点で欠席扱い）。	全てを再受講する。返金なし。
交通関係による遅刻	講義開始 30 分を超えても遅延証明書提出で受講を認める。	30 分を超えた場合は 1 コマ分の受講の替わりに、修了や更新に必要な取得単位を 1 単位増やす。なお、確認試験がある場合は、試験開始時間に間に合ったとしても受験できない。
体調不良	遅刻や途中退席の合計時間が講義時間 30 分を超えても受講を認める。	30 分を超えた場合は 1 コマ分の受講の替わりに、修了や更新に必要な取得単位を 1 単位増やす。なお、確認試験がある場合は、試験開始時間に間に合ったとしても受験できない。
感染症※罹患	診断書（コピー可）の提出で返金。	

新人教育プログラム技術日程, 基礎教育プログラムⅢ		
	講義開始 30 分を超えると欠席扱い。	再受講, 返金なし。
交通関係による遅刻	遅延証明書提出で認める。	技術指導またはグループワークに途中参加となる場合は再受講とし、受講費は返金する。
実習・グループワーク不参加	体調不良による見学などであっても履修は認められず（途中退席は 30 分まで）。	再受講, 受講料返金なし。
感染症※罹患	診断書（コピー可）の提出で返金。	

※ここでの感染症とは、会員補償制度で認定されているものおよび協会が認定したものを指す

2) 自然災害等への対応

		1 講義以上、1日間のみ	2 日間以上
新人教育プログラム 講義日程	協会が開催不可能と判断した場合	1 講義につき 1 単位、修了や更新に必要な取得単位を増やす。	全日程の再受講。受講料は返金する。
基礎教育プログラム Ⅰ・Ⅱ 専門教育プログラム	協会が開催不可能と判断した場合	1 講義につき 1 単位、修了や更新に必要な取得単位を増やす。実施した修了試験で 6 割以上正答していれば合格とする。	全日程の再受講。受講料は返金する。
新人教育プログラム 技術日程 基礎教育プログラム Ⅲ	協会が開催不可能と判断した場合	再受講（受講料は返金する）	
協会が開催を決定したが、災害の影響により受講できない場合は、理由を受講者から十分に聴取したうえで、受講料を返金する。			

3) 自然災害発生時における開講可否の対応

自然災害が発生した場合、開催可否の協議を行い、結果を協会よりメールにて受講生に連絡する。

4) 感染症拡大防止への対応

大規模な感染症の蔓延が懸念される場合、危険性が指摘された時点で開催可否の協議を行い、結果を協会よりメールにて受講生に連絡する。

その他



公益社団法人
日本視能訓練士協会

Japanese Association of Certified Orthoptists